

住居確保給付金 のご案内

休業や離職等により 住居を失うおそれがある方へ

1. 制度の概要

休業等による収入の減少により住居を失うおそれがある方に対し、就職に向けた活動等を行うことを条件に

原則 3 か月分の家賃相当額

を市から家主や管理会社に直接支払います。

※なお、就業状況等により最大 9 か月まで延長が可能です。

2. 申請対象者 (以下のいずれかに当てはまる場合)

離職等の日から 2 年以内の方

※疾病、負傷等の事情により 2 年を超えている場合は 4 年以内

やむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方

3. 申請および相談窓口について

申請・相談受付場所

北本市本町 1-1-1
北本市役所 1 階 共生福祉課窓口

申請・相談受付時間

午前の部 9時から12時まで
午後の部 13時から16時まで

電話番号 048-594-5517 (直通)

※事前にお電話でご予約のうえ、窓口までお越しください。

4, 主な給付要件チェックリスト

<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職・廃業した日から2年以内であること もしくはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していること 	□																									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入が世帯収入基準額以内であり、かつ資産(預貯金)の額が一定額以内であること <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北本市の基準額</td> <td>78,000円</td> <td>115,000円</td> <td>140,000円</td> <td>175,000円</td> </tr> <tr> <td>世帯収入基準額(月額)</td> <td>115,000円以内</td> <td>159,000円以内</td> <td>188,000円以内</td> <td>223,000円以内</td> </tr> <tr> <td>資産の額(預貯金の額) 世帯合計</td> <td>468,000円以内</td> <td>690,000円以内</td> <td>840,000円以内</td> <td>1,000,000円以内</td> </tr> <tr> <td>支給家賃額上限</td> <td>37,000円</td> <td>44,000円</td> <td>48,000円</td> <td>48,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯とは、申請者および申請者と生活を一つにしている同居の親族を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支給額の計算方法 ※共益費や管理費を除く家賃分のみです <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯収入が市の基準額以内の場合：家賃上限額の範囲内で実際に支払っている家賃額 ・ 世帯収入が市の基準額を超える場合：実際の家賃額－(世帯収入－市の基準額) ≤ 支給家賃の上限額 		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	北本市の基準額	78,000円	115,000円	140,000円	175,000円	世帯収入基準額(月額)	115,000円以内	159,000円以内	188,000円以内	223,000円以内	資産の額(預貯金の額) 世帯合計	468,000円以内	690,000円以内	840,000円以内	1,000,000円以内	支給家賃額上限	37,000円	44,000円	48,000円	48,000円	□
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯																						
北本市の基準額	78,000円	115,000円	140,000円	175,000円																						
世帯収入基準額(月額)	115,000円以内	159,000円以内	188,000円以内	223,000円以内																						
資産の額(預貯金の額) 世帯合計	468,000円以内	690,000円以内	840,000円以内	1,000,000円以内																						
支給家賃額上限	37,000円	44,000円	48,000円	48,000円																						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職や減収の状況になったときに世帯の生計を主として維持していたこと 	□																									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労意欲があり、毎月4回以上、収入状況や求職活動について市に報告すること 	□																									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則毎月2回以上、ハローワーク等で職業相談を受けること 	□																									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則毎週1回以上、求人先への応募または面接を受けること 	□																									

5, 必要書類について

- 住居確保給付金支給申請書(市役所福祉課窓口に用意してあります。)
 - 身分証明書
 - 離職や減収の状況がわかる給与明細等
 - 賃貸契約書
 - 世帯全員の預貯金がわかる通帳
 - 世帯全員の収入(手当・公的給付含む)がわかる給与明細等
 - 離職の時期がわかるもの(離職中のみ)
- ※その他必要書類について提出をお願いする場合があります。

6, よくあるご質問など

Q) 申請してから給付までどれくらいかかりますか？

- A) すべての必要書類がそろってから、審査・決定・給付まで1か月ほどかかります。
申請月の家賃は決定後の振込となります。事前に家主や不動産会社に了解を得たうえで申請をしてください。

Q) 支払い済みの家賃でも給付されますか？

- A) 引き落としが済んでいる支払い済み家賃は給付対象外です。